

令和2年第1回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年1月23日（木） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長職務代理者	篠原 玲子	教育委員	綾 康典
教育委員	青地 弘子	教育委員	賀川 昌明
教育部長	北村 良子	こども未来部長	三上 俊昭
理事(生涯学習・歴史文化振興担当)	田井中 弥一郎	次長	大辻 利幸
管理監(学校教育担当)	三輪 光彦	管理監(幼児担当)	坂田 耕
管理監(幼児施設担当)	野田 久雄	教育総務課長	中西 美智代
学校施設課長	西堀 泰司	教育審議員	安藤 宜保
学校教育課参事	谷村 昌則	生涯学習課長	小杉 一子
スポーツ課長	中村 達夫	歴史文化振興課博物館担当課長	西 邦和
歴史文化振興課長	荒巻 新吾	教育研究所指導主事	米倉 健一
八日市図書館長	松野 勝治	学校給食センター	河合 菊男
総務部長	久保 孝司	総務部管理監(人事担当)	本持 裕久
人事課主幹	塚本 修司	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上26名

開会

教育長職務代理者

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今説明いただいたように、急遽、藤田教育長の代理を務めさせていただくことになりました。初めての代理の仕事になりますが、上手く進められるといいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、ただ今から令和2年第1回教育委員会定例会を始めます。

最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第12回定例会」の議事録が、あらかじめ事務局から配付され、御確認いただいていると思います。会議録の内容に、異議はございませんでしょうか。

各委員

（異議なし）

教育長職務代理者

では、「第12回定例会」の議事録につきましてはこの内容で御承認いただいたということで、後ほど、「青地委員」と「賀川委員」に署名をお願いします。

なお、今回の第1回定例会の会議録署名委員についてですが、当初次第では、「賀川委員」と私（篠原委員）となっておりますが、このように進捗をさせていただいておりますので、「青地委員」と「賀川委員」を指名させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、次第に従いまして、「1 報告」に移ります。

教育長職務代
理者

はじめに、教育部長から報告をお願いします

教育部長

皆さんこんにちは。教育委員の皆様におかれましては、年末年始のお忙しい中、「教育研究大会」や元旦から「元旦健康マラソン」、そして、「成人式」に御参加いただきましてありがとうございます。

とりわけ千人規模の大きな事業であります「元旦健康マラソン」と「成人式」について、心配をしておりましたが、なんとか天候にも恵まれまして、事故なく開催できましたことに安堵しているところでございます。ありがとうございました。

元旦健康マラソンについては、働き方改革を進める中で、元旦に開催することに迷いが無いわけではございませんが、千人を超えるランナーが元旦に参加することで1年のスタートを切るという気合（心意気、新しい年の覚悟）を感じ取ることができましたし、また、主催者となつていただいておりますスポーツ協会・陸上競技協会等運営側の熱い思いも感じることができ、とにかく事故も無く無事に開催できたことを嬉しく思います。

また、成人式については、750人という多数の参加を得られたことをはじめとしまして、今年度はステージで旧政所小学校で活躍中のユースシアタージャパンの歌と踊りのパフォーマンスがありました。私もそのステージを見つめる新成人の強い眼差しを見ておりまして、これは新成人にとっても、きっと何かしら強い印象に残る成人式の式典になったのではないかと思ったところです。成人年齢が18歳になりますことなど、まだまだ今後の課題はございますが、「成人としての自覚を促す成人式の在り方について」さらに研究を進めてまいりたいと思っております。

本日は、児童生徒成長支援教室の移転に伴います設置要綱の一部改正を議案とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

教育長職務代
理者

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

こども未来部
長

皆さん、こんにちは。こども未来部から報告をします。

先月の教育委員会の定例会におきまして、学校給食センターにおけるアレルギー対応食の調理事故の報告があったばかりで、大変申し上げにくい報告をさせていただかなくてはなりません。

先月の定例会が12月19日にありましたその日に、愛東のあいあい幼稚園において、アレルギー児に対する誤配膳の事故がありました。

教育委員の皆様は、既に新聞報道等で御存知かと思いますが、職員の不注意により、お代わりの際にアレルギー児に誤って通常食を盛り付けてしまい、それを食べてしまったことにより、アレルギー児は東近江市総合医療センターに緊急入院することになりました。大変な目に遭わせてしまい、園児、保護者に深くお詫びを申し上げる次第です。

本来、子どもたちにとって給食の時間は楽しいひとときであり、それゆえ、安全でなければなりません。しかし、この事故によって保護者の皆様の信頼を損ねることになり、また、給食に対する不安や心配をかけてしまったことに深くお詫び申し上げます。

こども未来部では、この事故の後、緊急に園長会議を開きまして、事故の概要、今後の対

こども未来部長	策を説明し、また、給食におけるアレルギー児の気配りを怠らないこと、登園から降園までの保育時間中は子どもたちの命を預かっているということを現場の全職員が再認識することなど、今後このような誤配の事故が起こらないように、その対策を通じて全員に指示を徹底させていただいたところです。 うっかりや不注意による誤配がアレルギー児にとって命に関わる大事故に繋がる、また取り返しのつかないことになると、改めて事の重大さを思い知った次第で、反省と今後の対策を十分に検討してまいりたいと考えております。 事故の概要と今後の対策につきましては、報告事項の中で後ほど担当の方からもう少し詳しい説明をさせていただきたいと思っております。 次に、1月の常任委員会協議会では、現在建築中の市内で初めての建築工法でありますC L T工法による永源寺もみじ幼児園の整備工事の現場を議員に見ていただきました。 C L T工法による建築については、地域産材をたくさん使っていることで関心を持っていたいておりますが、消防法の関係で少し制限があり、木造での建築部分の中で見ていただけない箇所があり、説明を聞いて少しガッカリさせてしまったところもありましたが、遊戯室につきましては使っている木材を十分見ていただける工法になっているという説明を聞いて少しほっとしていただいて、木のぬくもりが感じられて良かったなということで視察を終えていただきました。私からの報告は以上です。
教育長職務代理人	ただいまの各部長からの報告につきまして御質問、御意見等ございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長職務代理人	ないようでしたら、次の議案に移らせていただきます。 「議案第1号 東近江市児童生徒成長支援教室設置要綱の一部改正について」、担当から説明をお願いします。
学校教育課	「議案第1号 東近江市児童生徒成長支援教室設置要綱の一部改正について」の御審議をよろしくお願いします。 東近江市児童生徒成長支援教室設置要綱（平成19年4月1日教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「東近江市八日市緑町11番21号」を「東近江市八日市金屋二丁目6番25号」に改める。第7条中「告示」を「要綱」に改める。附則 この告示は令和2年4月1日から施行する。 このたび令和2年度4月から東近江市児童生徒成長支援教室が現在の東近江市八日市緑町11番21号から、八日市図書館の向かい側の東近江市八日市金屋二丁目6番25号に移転をしますので、それに伴いこの一部改正をお願いしたいと思います。なお、「第7条中「告示」を「要綱」に改める。」ということにつきましては、「告示」より「要綱」に改めた方がいいであろうということです。 裏面を御覧ください。裏面の左側には改正後の案、右側が現行となっております。以上です。どうぞよろしくお願い致します。

教育長職務代 理者	この件について、御意見、御質問はございませんか。
青地委員	支援教室の件について、私自身も関わっていたことがありますので、確認したいのですが、移転するのは本室の方でよろしいのですね。分室は変わらないということでしょうか。要綱には本室しか記載がないのですが、分室も移転はないのでしょうか。
学校教育課	はい。分室はこの要綱には定めてはおりませんが、今のところ分室の移転もございません。分室については仮に移転があっても要綱は変えないことになります。
青地委員	今回移転することになった経緯は今の話の中ではでてこなかったのですが、背景を御説明いただけるとありがたいです。
管理監（学校 教育担当）	現行の建物（東近江市八日市緑町１１番２１号）は耐震ができていない非常に危険な建物ということで、移転先を検討しておりました。そこにちょうど旧保健センターの２階に空きが出ましたので、是非ともお借りしたいと申し出て移転する運びとなりました。
青地委員	やはり送り迎えのこともありますし、ある程度の駐車場のスペースも必要ですし、図書館の前ということは環境も良いことだとは思いますが、ちょっと懸念材料として心配しますのは、あの場所は中学校に近く、しかも生徒さんがそこを通るという点です。従来の場所はそのような環境ではなかったので、通う生徒さんにとっても目に付かない場所であるというメリットがありました。私はそこが少し気になります。くれぐれも通う生徒の気持ちを配慮した上での対応を考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
教育長職務代 理者	他にはございませんでしょうか。 では、「議案第１号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長職務代 理者	それでは、「議案第１号 東近江市児童生徒成長支援教室設置要綱の一部改正について」は原案のとおり承認といたします。 続きまして、「３ 協議事項」の「市議会提出議案の意見聴取について」は、一旦、休憩をはさんだ後、関係者のみ出席のうえ、協議していただくこととなりますので、「４ 報告事項」に移らせていただきます。１月１５日開催しました「福祉教育こども常任委員会協議会報告」について、まず、こども未来部から説明をお願いします。
管理監（幼児 施設担当）	では、資料の１ページを御覧ください。議会議決工事の進捗状況の報告です。工事名称が名前を「永源寺もみじ幼稚園」と決定をいただきましたが、工事名称が仮称のままですので完成まではこの「（仮称）市立永源寺幼稚園新築工事」で表記させていただくことを御了承くださいますようお願いいたします。 令和元年１２月末現在の工事の進捗状況です。建築工事 株式会社大兼工務店と契約をし

管理監（幼児
施設担当）

ている工事です。計画の進捗率が46.4%に対して実際の進捗率は47%でした。12月末の工事内容につきましては、体育館側の第一工区は界壁ボード張り、屋根噴き、建具サッシの取付けをしました。

第二工区は、屋根防水シート貼りなどをさせていただいております。

第三工区は、保育室の南面の部分ですが、CLTの建方を完了しております。電気・機械設備についても概ね計画通りに進捗しております。昨日現在では、CLTの建方が終了しており外壁のボードを張ったり、最終の屋根の施工をしています。3月末の完成に向けて努力していきたいと思います。

続きまして2ページ目です。進捗に合わせて請負契約の金額の変更について、説明をします。工事概要は、木造の平屋建ての延べ床面積が1681.86㎡、本体工事といたしましては、保育室が6室、遊戯室、ランチルーム、多目的室、会議室、職員室等です。外構工事につきましては、駐車場が50台、園庭が2290㎡の工事が今進捗しています。

定員につきましては、0、1、2歳児の3号が35人、3、4、5歳の保育園児が55人、3、4、5歳の幼稚園児が45人で最大で135名の定員とさせていただきます。

契約の工期は、昨年6月26日（6月の議会議決の日）から令和2年3月31日までです。2月の初旬に変更契約を予定しております。変更内容は、大兼工務店との当初請負金額は5億3千344万5千円でしたが、今回新たに800万円程度の増額へ変更を予定しております。変更の契約率としては1.5%です。先ほど申しました契約議決をいただいている工事につきましては、当初の請負金額の3%以内の増額につきましては、市長の専決行為という形で、先ず契約をした上で、その後一番近い議会で委任専決という形で報告をし、承認をいただくという手順になります。仮に3%を越えた場合は、議会の議決を経た後に変更契約することになりますが、今回は1.5%程度ですので、先に変更契約を2月初旬にした後、3月議会で報告をさせていただきたいと思います。

変更契約の主な内容は、現場の土質試験の結果から地盤改良剤が増加しております。これは、設計の支持力がその添加量では得られないことが現場施行時に判明したためです。

また、渡り廊下の外部に室外機の設置をするのに、そこに子どもが侵入できないよう侵入の防止柵を外構工事に追加をします。他には、3歳未満児の保育室の風通しを考慮して格子戸を新たに追加したり、建物の西側の保育室のガラスを光が入らないようなペアガラスにしていたのですが、さらに西日が強いことを懸念しまして熱を反射するガラスに変更しました。

ランチルームを設けていますが、5歳児が今の人数だと当初1クラスを予定していたところ35名を越える入所見通しになってきたので2クラスで運営することとなり、急遽ランチルームに保育用品、備品を追加させていただいて、5歳児は4月から2クラスで運営することとなりました。このような事情で、概ね800万円の変更をする方向で計画しておりますので報告をします。幼児施設課からは以上です。

教育長職務代
理者

この件について、御意見、御質問はございませんか。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長職務代
理者

続きまして、「給食でのアレルギー事故対応について」ですが、学校給食センター分については前回の定例会でお聞きした内容と同じですので省略させていただきます。では、幼児課から説明をお願いします。

管理監（幼児
担当）

幼児課から、「給食でのアレルギー事故対応について」、その経過、対応について説明をさせていただきます。

まず、今回このような事故が起きましたことを深くお詫びします。

今回の事故の経過については、昨年12月19日の木曜日、愛東あいあい幼稚園でアレルギー対応児（4歳児）に対して、お代わりの際の誤配膳により、アレルギー対応児が総合病院にて入院治療を受診される事態となりました。当日は、担任の保育者が怪我のため休んでおりましたので、代わりの保育者が給食の対応に当たっておりました。その日の献立にマカロニサラダが提供されておりましたが、そのマカロニにアレルギー成分が含まれていましたので、アレルギー児の給食には、当初はマカロニを除いたサラダを適切に提供していました。

通常お代わりをする際には、子どもが先生の食缶の所に並んでお代わりをします。資料に写真が載っています。これは最初の配膳の様子です。お代わりの際にもこのように子どもたちが並んで配膳をします。その日については、保育室内に4つのテーブルがあり、その中のひとつのテーブルにお代わりをする子どもたちがかたまっていたということで、職員がマカロニサラダの食缶を持って、そのひとつのテーブルに行き、一人ずつお皿に配膳をしたとのこと。その時に、その中にアレルギー児がいたことを職員が十分確認せず、アレルギー児の皿にも通常のマカロニサラダを配膳してしまい、それを食してしまったということです。

誤ったお代わりの配膳につきましては、職員のヒューマンエラーによるものではありませんが、その要因としまして、その職員はアレルギー児であることの認識はあったものの、複数の子どもがお代わりを求めた際に、子どもが使用しているトレイや食器が全て同じであり、アレルギー児のものであるかひと目で判断できなかったことも一つの要因であると考えております。その後14時頃、お母さんが幼稚園にお迎えに来られ、子どもに微熱とかゆみが出ていたことで近くの診療所を受診され、アレルギー的症状であると診断され総合病院の方に緊急搬送されました。

今回、子どもの症状等の把握に時間が掛かりましたので、報道機関等への情報提供は当日の夜になりました。また、後日第二報として、第一報で詳しく伝わらなかった部分、また新たに判明した部分について詳しく情報提供をしました。

次に、事故後の対応については、各園長に対し、事故の翌日にアレルギー対応を誤ることは子どもの命に係わる重大な事態を招くことを再認識し、職員への注意喚起を行うことと再発防止を徹底するように指示を行いました。また、12月には緊急園長会を開催し再発防止策について改めて周知をしたところです。併せまして、アレルギー児と他児との区別が一目でわかるような工夫ができないか協議検討を行いました。

今後、このような誤配膳を起こさないために、年明けから緊急対策として一目で区分できるような目印をトレイに付けたり、また、準備ができる施設については、アレルギー対応児は給食センターのものと異なる食器を使用する様に変更し、今後、誤ってお代わりしないように対策を取ってまいりました。

次に、「誤配、誤食が起こらない対策」として5点あげております。この中でも、特に対

管理監（幼児担当）	策として考えておりますのは、アレルギー対応食が一目でわかるように通常食とは色の違う食器を使って、食器を見ればすぐにアレルギー児であることがわかるようにすることで、資料の下部に、通常食の食器とアレルギー児対応用の食器の写真を載せておりますので御覧ください。 3歳未満児については、以前からこのような色違いの食器を使用しておりましたが、3歳以上児については今まで同じ色の食器を使用しておりましたので、この様に食器の色を変えて、すぐにわかるように対策を取っていきたいと思っています。 もう一点は、お代わりをさせないということで、対応食が出ている日にお代わりの際の誤食が多いことからお代わりは無しとし、その分通常よりは少し量を多めに入れるなど工夫することによっても、誤配がないように対策を考えていきたいと考えています。 「今後の対応」としましては、今申しましたような色違いの食器をまだ全ての園で揃えられておりませんので、急ぎ準備を進め、今月中には全ての園で実施できるよう対策をしております。 また、各園で開催される職員会議の中でも、保育者全員に食物アレルギー及びアナフィラキシーについて共通認識を持って取り組むことを徹底していき、全員が対応について習熟できるような取組を進めてまいりたいと思っております。 また、アレルギー会議についても定期的に開催をし、献立や除去食の内容に誤りがないか、また、担任以外が配膳する場合でもわかるように全員が確認できる体制を取っていきたいと思っております。このような対策を講じていくことで、給食の安全管理について、職員一同認識を新たにし、より一層安心安全な給食の提供に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。
教育長職務代 理者	アレルギー事故対応についての説明をいただきました。これについて御意見、御質問はございませんか。
綾委員	ちょっと一点確認したいのですが、この種の事故はここ数年で何件かありましたか。
管理監（幼児担当）	誤配による事故は数回、起こっております。
綾委員	ちょっと気になりましたのが、この資料の中にも「職員もアレルギー対応児であることは認識しておりました。」と書いています。ということは、その園児がアレルギーのお子さんであることを先生方も認識されていたにもかかわらず渡してしまったということです。仮にそれを、食器を変えることによって100%無くせるのかという疑問を感じざるを得ません。仮に食器を変えたとしても、バタバタと慌てている時にうっかり渡してしまうということは起こりうるのではないのでしょうか。ですから、食器等を変えていただくことについては特に問題はないとは思いますが、この対応の中の2番、「職員の知識の習得と対処法の習熟」とありますように、アレルギーは命に係わる重大な問題であるということをもっと厳しく御指導いただかないと、恐らくこのような事故は無くならないのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

賀川委員	私も前回、同じようなことを申し上げたのですが、「気をつけている」とか「認識している」というのは、状況によって非常にあいまいになる可能性のあるものなので、単に「認識」という問題だけではなく、どこかで行動としてのチェックを取り入れていく必要があるのではないのでしょうか。 以前チェックリストの話をしました。交通機関でも指差し確認をやっていますように、その行動を取り入れることによって、単に思っているだけでなく、確認作業の中に行動も入れていくと良いのではないかと思います。
管理監（幼児担当）	当然そのような職員の意識改革には取り組んでまいります。まずは、危機意識を常に持つことも当然必要だと思っております。さらにうっかりミスを無くすために、食器の色を変えて、その食器の色を見ればその子はアレルギー対応が必要な子だと一目で分かるようにすること、意識改革を同時に進めていきたいと思っております。食器だけではなく、そのアレルギーの子どもがどのようなアレルギーを持っていて、この対応食にはどんなアレルギーが含まれていることを明示できるプレートも置いて、誰が見てもわかる対策も同時に進めていきたいと思っております。
賀川委員	それは良いですね。面倒かもしれませんが、そういった「確認」が入るだけで良いと思います。
青地委員	5番目に「給食中は保育者が同じテーブルに」とありますが、例えば、対応する子どもが複数いる場合、今回のように通常の担任がお休みされて代わりの方がという余計に手が足りませんから、例えば、今日は除去食を食べる子どもたちはこのテーブルに集まりましょうというような動き方もされると理解してよろしいでしょうか。
管理監（幼児担当）	確かに除去食が必要な子どもが複数いるクラスについては、バラバラに座っているとそれだけ目が行き届きにくくなりますので、おっしゃるようにひとつのテーブルにかためて座らせ、そこに職員が一人付くというような対応の仕方も検討していきたいと思っております。
青地委員	例えば、今日は除去食を食べているということがわかるワッペンを付けるとかしておくと、仮にその子がお代わりを取りに行っても、「あなたはアレルギーがあるからダメよね。」と確認できると思います。このように、いろんな方法を考えて何重にもチェックできる体制を取っていただきたいと思います。
教育長職務代理者	私からもひとつ伺いたいのですが、事故当日担任の先生はお休みされていて、代わりの先生が入っておられたとのことでしたが、給食の時間は、その先生一人だけだったのでしょうか。
管理監（幼児担当）	配膳の時には複数の職員が配膳をしておりましたが、常時2人の体制が取れていなかったということでしたので、今後、複数が確認できる体制を取っていけるように徹底していきたいと思っております。

教育長職務代 理者	私が個人的に聞いていますのは、事故が起きたクラスの担任の先生は長期に休まれていた そうで、保護者からは、園の中で代わりの先生が入るのは勿論ですが、このような場合に市 から補助の要員を派遣してもらえないものなのかという声が出ていたようです。
管理監（幼児 担当）	幼児課では、そのような場合、応援の依頼を出していただくようにしていますので、こち らで対応できる時には幼児課の保育資格を持った者が応援に行くという体制を取っていま す。ただし、複数の園からその依頼が重なった場合には、さすがに全ての園への対応はでき かねますが、可能な範囲で応援する体制は取っております。
教育長職務代 理者	今回、事故が続きましたので不安を感じました。これは命に関わることなのでしっかり対 応をお願いします。 では次に、【教育部】、まずは学校施設課から報告をお願いします。
学校施設課長	それでは、お手元の資料報告事項の最終冊子 1 ページ、議会議決工事等進捗状況報告書（令 和元年 1 2 月末現在）を御覧ください。 市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う 1 2 月末の進捗率ですが、建築工事が 1.6 1 %、電 気、機械設備工事は共に 0.4 %です。1 2 月から仮設間仕切りを設置し、普通教室 1 室及び 音楽室 1 室の室内を解体しました。また、外部足場設置に支障があります植栽の伐採を実施 しました。今後の予定は、解体をしました教室の仕上げに着工し、また、外部足場の設置に 取りかかります。以上です。
教育長職務代 理者	続きまして、スポーツ課から報告をお願いします。
スポーツ課長	資料の「議会議決工事等進捗状況報告書（令和元年 1 2 月末現在）」を御覧ください。 工事名は、「能登川スポーツセンター体育館移転新築工事」です。建築工事については、 1 2 月市議会定例会において外構整備工事の追加の変更請負契約の議決をいただきました ので、契約金額は 9 9 1, 1 4 1, 8 0 0 円となり、議会議決日は令和元年 1 2 月 2 3 日とな っております。1 2 月末の進捗率は、建築工事が 1 9. 0 %、電気設備工事が 1 2. 8 %、機 械設備工事が 1 6. 4 2 %となっております。進捗の内容としましては、建築工事では基礎 工事が完了し、土の埋め戻しを行いました。また、電気、機械においては随時の埋設配管を 行いました。 今後については、土間コンクリートの打設を 1 月末までに完了する予定です。施設の管理 運営、指定管理につきましては、現体育館は指定管理の期間が令和 2 年 3 月 3 1 日までとな っておりますので、3 月市議会定例会で新体育館の供用開始に引き継げるように 9 月末まで の期間延長の議決をお願いする予定です。 一方、建築中の新体育館の指定管理につきましては、6 月市議会定例会で令和 2 年 1 0 月 からの指定管理の指定について議決をお願いする予定です。

教育長職務代理者	続きまして、歴史文化振興課から報告をお願いします。
歴史文化振興課長	資料３ページからになります。先月の定例教育委員会で御承認いただきました五個荘金堂伝統的建造物群保存地区におきまして中江勝治郎家住宅（建造物５件、工作物１件）を特定物件に追加する保存計画の変更について報告しております。これについては前回と同様ですので省略します。 資料１０ページの国の文化財指定について報告します。既に新聞等でも報道されておりますが、１月１７日に開催された国の文化審議会で、重要無形民俗文化財に「近江のケンケト祭り長刀振り」が指定されることになりました。滋賀県内のケンケト祭りが合わせて指定されるもので守山市、甲賀市、竜王町と東近江市で行われているケンケト祭りが対象となっています。市内では蒲生地区宮川町にあります八坂神社の「弥栄会」が保存団体として県で組織される連合保存会に加盟される予定です。 また、最後のページには記録等の措置を講ずべき無形民俗文化財（選択文化財）に「近江の郷祭り」が選択されます。東近江市内でも広く行われている「郷祭り」が国の選択文化財となりますことで、現在、調査を進めている「建部祭」等の調査に国の支援が受けられるようになります。なお、重要無形民俗文化財への正式な指定は、３月に東京で連合保存会の代表に指定書の交付式が行われ、同日付で官報告示される予定です。以上です。
教育長職務代理者	ありがとうございます。以上の報告について、御質問、御意見はございませんか。
綾委員	一点確認したいのですが、能登川体育館の指定管理が１０月からの予定ということですが、普通、指定管理は４月から３月の年度毎だと思います。これは特例として、そこから１年半とか２年半とかになるのでしょうか。
スポーツ課長	通常でしたら年度毎に切れる形で３年、５年というのが一般的ですが、今回の場合は建築工事が延びておりますので、それに合わせた形で指定管理を開始するということにさせていただきます。
教育長職務代理者	続きまして、「５ その他」各課報告に移ります。各課から報告をお願いします。まず、学校教育課から報告をお願いします。
各課からの報告	○学校教育課・・・・・・・・・・学校教育課だより№１４６号 ○教育研究所・・・・・・・・・・教育研究所だより№１９７号 ○生涯学習課・・・・・・・・・・報告事項 ○歴史文化振興課埋蔵文化財センター・・報告事項 ○歴史文化振興課博物館・・・・・・・・報告事項 ○図書館・・・・・・・・・・報告事項

教育長職務代 理者	ありがとうございます。各課からの報告について御意見、御質問はございますでしょうか。
青地委員	図書館の報告で、大変好評だったという「しんぶんしアニマルアート展」の事なのですが、同じ展示を他の図書館にも回していくということは考えておられますか。
八日市図書館 長	前回、今回の説明で永源寺図書館の展示として御説明させていただきましたが、実はこの展示は、それ以前に蒲生の図書館でも一定期間（２～３週間）展示をさせていただいておりました。確かに今までは、図書館ごとでそれぞれの展示を行っていましたが、ちょうど私も、今おっしゃっていただいたように、一回借りたものを複数の地域の図書館で展示した方が効率が良いのではないかと考えまして、今回２館で展示してみたところでした。 御意見の通り限られた予算で展示物を借り受けておりますので、私も複数の図書館で展示して、より多くの方に見ていただける方が良いと思いますので、今後もそのような観点で図書館事業を展開していきたいと思います。御意見ありがとうございます。
教育長職務代 理者	他によろしいでしょうか。以上で協議事項以外の案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長職務代 理者	では、次回の第２回定例会は、レジメにありますように、令和２年２月２６日（水）１３時１５分から、「市役所 東庁舎 Ｄ会議室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。 また、第３回定例会につきましては、３月２３日（月）１３時１５分から、「市役所 東庁舎 Ａ会議室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。 その他、連絡事項等を事務局からお願いします。
事務局	（当面の予定 事務局）
教育長職務代 理者	それでは、一旦休憩に入ります。会議再開は１４時４０分とします。 － 休憩 －
教育長職務代 理者	それでは、会議を再開いたします。協議事項としまして「市議会提出議案の意見聴取について」担当課から説明をお願いします。 （人事課から説明）
管理監（人事 担当）	１２月の教育委員会定例会で「目的」や「方向性」をお話しさせていただき、その後、進めてまいりました状況について、御説明及び御報告をさせていただきます。一部、前回説明をしました内容と重なる部分があるかと思いますが御了承ください。

管理監（人事
担当）

A 3 資料 1 ページの 4 番を御覧ください。事務移管の方法としては、前回定例会で御説明しました方向性により、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、に基づき特例条例を定めまして移管をしたいと考え進めております。これに伴い関係する 15 の条例も併せて改正をと考えています。

次に、A 4 の資料を御覧ください。2 枚目から 4 枚目について、今申し上げた特定条例を制定する議案及び概要資料です。4 枚目は、関係する 15 の条例を改正する条例の概要資料です。

また、A 3 資料の 2 ページには、事務移管に伴い整備するこれら制定 1 本、改正 15 本の合計 16 本の条例の一覧表を添付しています。

再度、A 3 の資料 1 ページを御覧ください。移管する事務は、2 番に記載しています①スポーツと、②文化財の保護、そして、これらに関連する施設です。その内容については、資料の 3 ページを御覧ください。ここに記載しています太枠で囲んだ部分の分掌事務（左側）と所管施設（右側）を移管したいと考えているものです。左側に現行のスポーツ課、歴史文化振興課及び生涯学習課等記載されていますが、それぞれの内容事務を記載しています。右側にそれぞれが所管している施設が記載しておりますが、その所管施設をこの特例条例によって市長部局に移すと考えています。

移管のイメージとしては、資料 1 ページの右側を御覧ください。ここに記載しましたように、現在の教育委員会にありますスポーツ課、国スポ準備室と歴史文化振興課（右側記載）と下部の両課の所管施設を、市長部局に移管して、新たな組織を設置したいと考えております。組織の概要や名前はただ今検討中であります。

最後に、A 4 資料の 1 枚目を御覧ください。市長から教育長あての意見聴取についての協議文書ですが、中ほどの本文に記載しております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 29 条」の規定により、「教育委員会の意見を聴取しなければならない」と規定されていることから協議をお願いするものです。以上、今回の事務移管に関する説明とさせていただきます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代
理者

ありがとうございます。この件について、御意見や御質問がございませんでしょうか。

賀川委員

私自身としては、このように移行されることは大賛成であります。ようやくかという感じです。といいますのも私の専攻が体育教育学とスポーツ心理学をしており、スポーツと体育の概念とはどういうものなのか、それをきっちり整理をしておかないとこの文書を見ても体育を外すとなっておりますが、学校体育の中では体育の授業もありますし、体育的な行事もあります。更にはスポーツ少年団をはじめ、社会体育、スポーツに類する活動も含まれています。そうすると、体育とはどういうことをやるもので、教育組織の中でどういうことを体育というのか、それ以外をスポーツということにしていくのか。それが現在問題になっています体育改革、部活動の問題に繋がっていくことになると考えますので、これを機会として整理をしていただきたいと思います。それをしておかないと、実際事務を移管してからこれはどこでやることになるのかという問題が生じてくるかと思います。我々、教育でスポーツの中にも社会スポーツと学校スポーツがあり、学校スポーツの中の活動でも行事としてスポーツ大会というのがあります。部活は教育課程の一環として実施しておりますが、実

賀川委員	際には様々な問題を抱えています。高校野球などでも果たして教育活動の一環としてよいのかというようなことも出てきておりますのでこの機会に整理をしていただければと思います。
管理監（人事担当）	御意見どうもありがとうございました。教育委員会関係と極めて関係が深いですし、今までの経緯もありますし、当初からの経過もございますので、今後も引き続き、連携、調整を図っていきたいと思っています。
教育長職務代理人	ありがとうございます。他にございませんでしょうか。
綾委員	文科省から社会教育関係ですと改正が上から降りてきているのは仕方のないことかなと思っています。その教育状況によって、社会教育の重要性が話題に上っている時期、その中で今回の特例条例による移管がされたとしても、社会教育施設に変わりはないと我々は認識しています。いわゆる博物館法とか、今回、図書館は見送りにはなっていますが、図書館法などそれぞれ別の法律があるわけですから、それはあくまでも社会教育の上に成り立っているという認識をしていこうと考えているわけです。 制度として条例になることについては反対するものではありませんが、教育委員会定例会において、これまでと同様にスポーツ課及び歴史文化振興課等も入っていただけるような土壌を作っていただきたいと思います。それによって、先ほど、賀川委員がおっしゃったように教育委員会との連携が図れるようなシステムを構築していただければと思います。 いずれにしても、文科省も各教育委員会に通知をしていると思いますが、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性、地域住民の意向、学校教育との連携等に留意していただけるものと期待しています。
管理監（人事担当）	御意見どうもありがとうございます。賀川委員も綾委員もおっしゃってくださったように極めて教育委員会とは関係が深いものですし、今回、お願いをしておりますスポーツ、文化財保護といいますのは、今までの経緯や当初設置された目的や主旨もございますので、今後も引き続き、教育委員会と連携を密に取ってまいりたいと思っています。教育委員会定例会や総合教育会議などで毎回になるのか必要に応じてになるのかは事務的に協議をさせていただき、市長部局に移ったからといって全く教育委員会は関係ないということではなしにそこは同じ市行政ということで引き続き連携を取って社会教育の適正な実施を進めてまいりたいと考えております。
青地委員	私も2人の委員と全く同意見です。どうしてもそれぞれの縦割りの動きで隣に居ても隣の情報が伝わらなかったということも現実としてある中で、まちづくり、特に、東近江市は「うるおいと賑わいのあるまちづくり」を統括的に進めていこうとしています。今、企画課の市の政策推進に携わらせていただいておりますので、色んな形で色んなところとお互い情報交換をし、繋ぎながらしていこうとしていて、意欲をもって企画を進めていただいている動きがあるのも承知しておりますので、是非、力強く連携し、進めていただければと思います。

管理監（人事担当）	御意見ありがとうございます。おっしゃっていただいたように連携を図りながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。
教育長職務代理人	五個荘に住んでいることもありひと言申し上げたいことは、文化財を特に観光面で活用していくとなるとそれなりの覚悟が必要と考えています。国や県、市の指定を受けた文化財を維持しながら、観光面で活用することは経費的な問題もありますし、様々な制約が予想されます。特に、飲食や宿泊に関してはその時々ニーズや流行に合わせたリノベーションやリフォームが求められることもあると思われますが、やはり文化財としての価値を下げてはならないと思いますし、守っていくという意味では今までの考え方をしっかり胸にとにかく留めていただいて、そこは一番懸念しているお願いしておきたいと思っていますのでよろしくお願いします。
管理監（人事担当）	御意見ありがとうございます。五個荘の近江商人屋敷のことをおっしゃっておられるのだと思いますが、今、職務代理者がおっしゃった内容のことも協議されています。 個人的なことで恐縮ですが、私、昨年度まで人事課の前に観光物産課長をしております。歴史的な側面は勿論大切にしながら、歴史文化振興課担当学芸員とも協議し、その上で活用するという綿密な打ち合わせをし、御期待に沿えるように進めております。担当課にはしっかり伝えさせていただきます。
賀川委員	ここに記載されている色々な博物館等は特化したものであると思います。そのような中でスポーツ・文化という考え方の中で農耕からはじまり、お祭り、武芸そのようなものを含めた形で今のスポーツが発展しています。それに関わるような歴史的な展示物を集めるようなことは国レベルでもお宮様がやっておられるくらいでそれをまとめていくことはできていない状況です。もし可能であれば、欧米ではスポーツと文化を分けずに、スポーツにも文化という考え方になっており、国民スポーツ大会もそれに合わせて、文化的な活動もしていることもそのような考え方に基づいておりますので、そのような視点も含めていただけるとありがたいと思います。
管理監（人事担当）	ありがとうございます。一足飛びに対応できるかはわかりませんが、ただ今のお話を参考にさせていただきながら新しい組織立ち上げに向かって取り組んでまいりたいと思います。
青地委員	私は永源寺に居住しておりますが、五個荘の場合ですと観光協会だとか、永源寺ですと道の駅関係だとか、色々な地域で、様々な団体が活躍をしておられます。その方たちとの繋がりの中で、市の行政と現地でやっておられる動きや思いなどに行き違いがあるとお聞きします。それを繋ぐ機会をできるだけ設けていただきたいと思います。観光協会も今、東庁舎にあります。この組織が変わることに伴って場所が動くのかまでは私も存じ上げませんが、できるだけお互いが近場で情報交換ができる体制を作っていただければありがたいかなと思います。

管理監（人事担当）	ありがとうございます。今御意見いただいたことも含み、考えていきたいと思います。 それぞれの所属で横の連携は大切であると考えており、観光については観光協会が東庁舎へ来たのもその理由ですし、定期的に情報交流の場も設けていただいておりますので、引き続き連携を図ってまいりたいと思います。
教育長職務代理人	ありがとうございます。他に御意見等はございませんでしょうか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長職務代理人	それでは、「市議会提出議案の意見聴取について」、教育委員会の意見としてまとめることとし、市長へ報告させていただきます。 以上で全ての議案・報告が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
綾委員	一点だけ、確認です。文化ホール等が移管の対象外となっているのは、全体的な構想の中で、建物や施設という考え方ではなく、あくまでも所管しているのが生涯学習課だからということでしょうか。
管理監（人事担当）	綾委員がおっしゃったようなことが答えです。文化振興も法律上では移管してもよいとなっておりますが、今、ホールの所管は生涯学習課となっておりますし、ホール関係も極めて教育に関わりが深いので今回の移管には含めておりません。
教育長職務代理人	ありがとうございます。他に御意見等なければ、以上をもちまして、令和2年第1回教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。
会議終了	午後3時

会議録署名委員

会議録署名委員

教育長職務代理人
